

II. 社会教育主事課程

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に配置される職員で、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」ことを職務内容としています。

社会教育主事は、専門的教育職員とされているので、地方公共団体によっては、特別採用を行う場合がありますが、通常は一般職として採用し、のちに本人の希望その他により社会教育の職場に配属となる形をとる例が多いようです。また、社会教育・生涯学習関係の団体、企業等において社会教育主事資格を有することを条件として職員として勤務する例もみられます。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「社会教育主事となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

履修上の注意

- 1) 「社会教育実習」(4年次開講)の履修を希望する学生は、3年次終了までに「生涯学習概論Ⅰ」および「社会教育演習」を修得していなければならない。また、「社会教育演習」(3年次開講)受講時に、「社会教育実習」に関する事前調査票を必ず提出しなければならない(調査票についての詳細は授業時に指示する)。
- 2) 場合によって、受講人員の制限や、受講科目の指定を行うことがある。
- 3) 掲示について
諸手続きおよび伝達事項等については、教職・資格課程掲示板に掲示する。
- 4) 本課程の履修単位数は年次別履修単位制限外となる。ただし、卒業要件科目(例.社会教育特講Ⅲの科目)の場合はその限りではないので注意のこと。
- 5) 本課程は、大学卒業生であれば科目等履修生として単位を修得することができる。詳細については教務課窓口にお問い合わせのこと。

履修手続

- 1) 履修科目登録
履修登録の際、「教職・資格」の選択画面で「社会教育主事」をチェックし、各自が履修する社会教育主事課程の科目を選んで、指定された期間に登録すること。
- 2) 課程費納入方法
2年次はじめに社会教育主事課程費を4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から納入すること。

【社会教育主事課程開講講座表】

		授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	備考	
必修科目	2科目8単位	生涯学習概論 I	4			通年			
		社会教育計画	4			通年			
選択必修	4単位以上	社会教育演習	2			通年			
		社会教育実習	2				通年		
		社会教育課題研究	4			通年			
選択 特講科目 Iから特講III の各分野から 4単位以上 計12単位以上	社会教育特講 I	青少年問題と社会教育	4			通年			
		成人教育	4			通年			
		余暇と社会教育	4				通年		
		人権教育論	2			後期			
		家庭教育論	2		前期				
		ジェンダーと社会教育	2			前期			
	社会教育特講 II	社会教育施設	4			通年			
		企業内教育	4			通年			
		社会視聴覚教育 I	2			半期			
		社会視聴覚教育 II	2			半期			
		図書館概論	2		半期				
		図書館制度・経営論	2			半期			
		博物館概論	2		半期				
		博物館情報・メディア論	2			半期			
	社会教育特講 III	現代社会と社会教育	4			通年			
		社会教育事業と活動	4			通年			
		教育の原理	2	半期					教職専門科目※注1
		教育と社会	2	半期					
		マスコミュニケーション論 I A	2			半期			文学部開講科目
マスコミュニケーション論 II A		2			半期				
日本美術史 A		2	半期						
日本美術史 B		2	半期						
現代文化論		2			半期				
映像文化論		2			半期				
法学部開講科目		行政法 I	4		通年				
		少年法 A	2			半期			
		少年法 B	2			半期			
	消費者法	2			半期				
	地方自治論 A	2		半期		※注2			
	地方自治論 B	2		半期		※注2			
	行政学 A	2			半期				
	行政学 B	2			半期				
	地域社会問題入門	2			半期				
	消費者主権の経済学	2			半期				
経済学部開講科目	消費情報教育	2			半期				
	社会保障の基礎	2	半期						
	少子高齢社会と社会保障	2			半期				
	地域教育社会学	2			前期				
	地域社会と健康指導	2			前期				
	健康管理論	2		前期					
人間開発学部開講科目	体育社会学	2		後期					

※注1) 教職課程非選択者が履修する場合は、教務課の窓口へ申し出ること。

※注2) 経済学部生が、「地方自治 I」を修得した場合は「地方自治論 A」「地方自治論 B」の単位として充当できる。

Ⅲ. 博物館学課程

学芸員は、博物館法第4条3項の規定に基づいて博物館に配置される専門職員で、本課程を終了すると国家試験免除で国家資格である学芸員資格を取得することができます。学芸員は、博物館資料の収集・保管・展示・調査研究や教育活動などを職務内容としています。

本学では、専ら人文科学系の博物館に必要な学芸員を養成しています。特に実習には力を入れており学芸員として現地赴任の直後から、具体的な実務を完全とはいかないまでも遂行できるよう、博物館資料に関する基本的な知識と技術の修得を教授することを目標としています。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「学芸員となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

履修上の注意

- 1) 本課程は、最低2ヶ年以上にわたって受講しなければならない。
- 2) 本課程の履修単位数は、年次別履修単位数制限外となる。
- 3) 諸手続および伝達事項等については、教職・資格課程掲示板に掲示する。
- 4) 本課程は、本学卒業者・本学大学院生であれば科目等履修生として単位を修得することもできる。

履修手続

- 1) 履修科目登録
履修登録の際、「教職・資格」の選択画面で「博物館学」をチェックし、各自が履修する博物館学課程の科目を選んで、指定された期間に登録しなければならない。
- 2) 課程費納入方法
2年次はじめに博物館学課程費を、4年次はじめに博物館実習教材費を4月下旬の定められた期日までに証明書自動発行機から納入しなければならない。

「博物館実習」 受講上の注意

- 1) 「博物館実習Ⅲ」（3年次開講）は地域博物館における運営および資料収集・分類・目録・保管・展示・学術研究・教育活動等に関する実務の見学実習である。実施スケジュールは次ページのとおりで、このうちの1回に参加すればよい。
- 2) 「博物館実習Ⅲ」（3年次開講）を受講するには、2年次終了までに「博物館概論」および「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」を修得していなければならない。
- 3) 「博物館実習Ⅳ」（4年次開講）を受講するには、3年次終了までに「博物館実習Ⅲ」を修得していなければならない。なお、「博物館実習Ⅲ」を未修得の場合は、4年次に「博物館実習Ⅲ」「博物館実習Ⅳ」を並行して履修することを特例として認める。
- 4) 「博物館実習Ⅳ」の講座は事前登録制である。受講生は1時限15名以内を定員とするので、各自受講時間を事前に選択して受講すること。（詳細については4月上旬に掲示する）
- 5) 博物館実習は、Ⅰ～Ⅳまでを3単位とし、全て修得した場合に「博物館実習Ⅳ」3単位として認定する。したがって、博物館実習Ⅰ～Ⅲまで合格の場合の成績表示は「G」とする。

「博物館実習Ⅲ」
(博物館実地見学)について

- 1) 目的 地域博物館における館の運営および資料収集・保管・分類・目録・展示・学術研究・教育活動等に関する実務を学習する。
- 2) 実施時期及び見学先 (平成 24 年度参考)
 - 第 1 回 九州地方 (2 月 7 日～2 月 10 日)
 - 第 2 回 四国地方 (2 月 21 日～2 月 24 日)
 - 第 3 回 北陸地方 (2 月 28 日～3 月 2 日)
 - 第 4 回 甲信越地方 (3 月 12 日～3 月 15 日)
 - 第 5 回 関西地方 (8 月 7 日～8 月 10 日)
 - 第 6 回 北海道地方 (8 月 29 日～9 月 1 日)
- 3) 参加義務 博物館学課程履修者は、全員いずれかに 1 回参加すること。
- 4) ガイダンス 見学日程・場所・参加申込等の説明については、2 年次の 11 月に実施する。
- 5) 成果報告の方法 リポート提出
- 6) 引率者 各回とも博物館実習担当教員・助手
- 7) 経費 60,000 円程度
(学生個人負担、現地集散のため往復の費用は別途負担)

◆単位修得までの主な行事予定

学 年	時 期	行 事	備 考
2 年次	4 月上旬	受講ガイダンス	
	4 月下旬	課程費納入	新規受講者のみ対象
	9 月下旬	前期成績通知書配付により「博物館概論」合否通知	
	11 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学に関する説明会	参加申込書提出
	1 月下旬	「博物館実習Ⅲ」受講資格者および参加コース発表	
	2 月上旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学①	このうち 1 回の参加を必修とする。
	2 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学②	
	3 月上旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学③	
3 月中旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学④		
3 年次	8 月上旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学⑤	
	8 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学⑥	
4 年次	4 月上旬	「博物館実習Ⅳ」受講ガイダンス	受講曜時登録
	4 月下旬	実習費(「博物館実習Ⅳ」受講者)納入	
	3 月下旬	「学芸員となるための単位修得証明書」交付(卒業時)	

【博物館学課程開講講座表】

	授 業 科 目	開講	単 位	開講学年				備 考
				1	2	3	4	
必修科目	生涯学習概論	半期	2					19単位必修
	博物館概論	半期	2					
	博物館経営論	半期	2					
	博物館資料論	半期	2					
	博物館資料保存論	半期	2					
	博物館展示論	半期	2					
	博物館教育論	半期	2					
	博物館情報・メディア論	半期	2					
	博物館実習	半期	3					
	博物館実習	半期						
	博物館実習	実地見学						
	博物館実習	通年						

で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

IV. 図書館司書課程

図書館法には、公共図書館の専門的職務にあたる職員を司書および司書補と定めています。

本課程では、公共図書館で働くための専門者の育成とともに、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館などでの「司書」という職種にも生かせる資質を養成します。最近では、大型書店・書籍流通業・情報産業ならびに一般企業でも司書資格を求める傾向がみられます。本課程は、図書館資料および学術情報の選択収集・整理・保存・利用に関する専門の知識と技術の習得が中心となりますが、情報社会におけるスペシャリストとしての資質の養成も視野に入れています。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「図書館司書となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

履修上の注意

- 1) 本課程は2年次生から卒業年度まで3年間にわたって履修するように構成されている。科目のなかには図書館資料の整理技術や図書館業務の実際に関して演習を伴うものがあり、1学年について100人以上の受講は困難である。従って11月下旬に本課程履修希望者について受講者選抜試験を行う。
- 2) 本課程は、最低2ヵ年以上継続して受講しなければならない。したがって、4年次生の新規受講は認めない。
- 3) 諸手続および伝達事項等については、教職・資格課程掲示板に掲示する。
- 4) 本課程の履修単位数は年次別履修単位制限外となる。
- 5) 卒業後に科目等履修生として履修できるのは、本学在学中に本課程を受講していた者で、不足単位を修得しようとする者に限定している。

履修手続

- 1) 履修科目登録
履修登録の際、「教職・資格」の選択画面で「図書館司書」をチェックし、各自が履修する図書館司書課程の科目を選んで、指定された期間に登録すること。
- 2) 課程費納入方法
図書館司書課程費を2年次の4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から納入すること。

【図書館司書課程開講講座表】

	授 業 科 目	開講	単位	開講学年				備 考
				1	2	3	4	
必修科目	生涯学習概論Ⅱ	半期	2		○			25単位必修
	図書館概論	半期	2		○			
	図書館制度・経営論	半期	2			○		
	図書館情報技術論	半期	2			○		
	図書館サービス概論	半期	2		○			
	情報サービス論	半期	2			○		
	児童サービス論	半期	2		○			
	情報サービス演習Ⅰ	半期	1			○		
	情報サービス演習Ⅱ	半期	1			○		
	図書館情報資源概論	半期	2			○		
	情報資源組織論Ⅰ	半期	2		○			
	情報資源組織論Ⅱ	半期	2		○			
	情報資源組織演習Ⅰ	半期	1		○			
	情報資源組織演習Ⅱ	半期	1		○			
情報資源組織演習Ⅲ	半期	1			○			
選択科目	図書館情報資源特論Ⅰ	半期	2			○		4単位選択必修
	図書館情報資源特論Ⅱ	半期	2			○		
	図書館情報資源特論Ⅲ	半期	2				○	
	図書館情報資源特論Ⅳ	半期	2				○	
	図書館情報資源特論Ⅴ	半期	2			○		
	図書館情報資源特論Ⅵ	半期	2			○		
	図書・図書館史	半期	2			○		
	図書館サービス特論・図書館施設論	半期	2			○		

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

V. 学校図書館司書教諭課程

学校図書館法には、すべての小・中・高等学校（および特別支援学校の小学部・中学部・高等部）に学校図書館を設けること、その専門的職務を掌らせるために司書教諭を置くこととされています。平成9年にはこの学校図書館法の一部が改正され、12学級以上の規模の学校では、平成15年3月31日までに司書教諭を置くことが義務付けられ、その養成が急務の課題となっています。司書教諭は、教科を担当できる教諭であるとともに、メディア・リソース・センターとして学校図書館を管理運営し、児童・生徒の読書活動と情報活用能力の育成を図り、教師の教育活動を支援することを職務内容としています。

履修上の注意

- 1) 本課程は最低1ヶ年以上、継続して受講しなければならない。
- 2) 本課程の受講を希望する者について、4月上旬に面接を行う。
- 3) 学校図書館司書教諭を希望する者は、教職課程を受講していなければならない。
- 4) コンピュータを使用する科目は受講者数を制限する場合がある。
- 5) 本課程の履修単位数は年次別履修単位制限外となる。
- 6) 諸手続および伝達事項等については、教職・資格課程掲示板に掲示する。
- 7) 本課程は、本学卒業者であれば科目等履修生として単位を修得することができる。

履修手続

- 1) 履修科目登録
面接合格者は履修登録の際、「教職・資格」の選択画面で「学校図書館司書教諭」をチェックし、各自が履修しようとする学校図書館司書教諭課程の科目を選んで、指定された期間に登録すること。
- 2) 課程費納入方法
学校図書館司書教諭課程費を2年次の4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から納入すること。

「修了証書」の申請

本課程修了者は申請手続きを行うことにより文部科学省より「修了証書」が授与される。この申請手続きについては所定の単位修得後、毎年5月下旬に教務課に申し込むこと。

特に3年終了時までには62単位以上修得し、かつ、学校図書館司書教諭課程に関する科目（5科目10単位）をすべて修得した場合、4年次において申請手続きを行うことができる。ただし、学校図書館司書教諭の資格は、教員免許状取得後に有効となる。

【学校図書館司書教諭課程開講講座表】

	授業科目	開講	単位	開講学年				備考
				1	2	3	4	
必修科目	学校経営と学校図書館	半期	2		○			} 10単位必修
	学校図書館メディアの構成	半期	2			○		
	学習指導と学校図書館	半期	2		○			
	読書と豊かな人間性	半期	2		○			
	情報メディアの活用	半期	2			○		

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

VI. 神 職 課 程

神社本庁所属神社の神職となるためには、『定められた「階位」(神職資格)』を有することが必要となっています。本課程は神職を目指すものが、神社界で大いに活躍できる人材を養成することを目的として設置されています。受講にあたっては、神職を目指す堅い決心のもと、履修するよう心掛けてください。

取 得 階 位 神社本庁神職階位「明階」無試験検定合格・「正階」授与

履 修 上 の 注 意

- 1) 掲示について
諸手続きおよび伝達事項等については、資格課程掲示板に掲示する。
- 2) 本課程の履修単位数は年次別履修制限外となる。ただし、卒業要件科目(神道文化学科生、及び共通領域に属する科目)の場合はその限りではないので注意のこと。
- 3) 「神社祭祀演習Ⅰ」「同Ⅱ」については、Ⅰを修得した者のみⅡを履修することができる。したがって、Ⅰ・Ⅱの同時履修はできない。
また、この科目の履修に際しては、授業開始までに次の用具を準備すること。
〔白衣、白襦袢、白帯、白袴〔女子は女子用のネジマチ仕立の白袴〕、白足袋(2~3足)、
笏〔女子は扇(ボンボリ)〕〕
- 4) 本課程は大学卒業生であれば科目等履修生として単位を修得することができる。ただし、神社実習に関する詳細は神道研修事務課に問い合わせること。

履 修 手 続

- 1) 毎学年の始め(4月中旬)、履修登録時にK-SMAPY上で「神職課程」をチェックし、履修する科目を登録すること。
- 2) 課程の受講を開始する年次の4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から神職課程費を納入すること。※神道文化学科在学学生は、納入する必要はない。

神社実習について

神職の階位を取得する場合は、科目履修の他に神社実習が必要となる。
神社実習への参加者については、社頭での奉仕や神道行法(禊ほか)が含まれるため、これに耐え得る体力及び精神力を持つことが条件となる。受講資格は神道研修部委員会の審査を経て許可された者に限る。本学在学学生の実習に関する事務は、神道研修事務課が担当する。神社実習履修希望者は、「基礎実習」に必ず参加すること(開催時期等詳細は神道研修事務課掲示板で確認のこと)。
なお、本学所定の神社実習は次のとおりである。

実 習 名	実 習 場 所
基 礎 実 習	大学
指 定 実 習 Ⅰ	大学及び大学が承認した神社
指 定 実 習 Ⅱ	大学及び大学が指定した神社
指 定 実 習 Ⅲ	大学が承認した神社

**「明階」の取得
について**

「明階」の階位を取得するためには、『「明階」検定合格「正階」授与』の後、更に神宮、神社、本庁及び神社庁に職員として2年間以上在職し、神宮実習ならびに中央実習を修了し、また神社本庁の定めた初任神職研修及び4日間以上の各種研修を受講しなければならない。
※神道文化学部生については、本学「明階総合課程」により取得する方法がある。詳細は、160ページを参照すること。

【神職課程開講講座表】

「神職養成機関に関する規程」別表1（高等課程における学科目及び修得すべき単位数）	本学神職課程の修得単位数	授業科目	単位	1年次	2年次	3年次	4年次	年次別履修単位数制限の枠外	備考
神道概論	4	神道概論	4	通年					必修
神道史に関する講義又は演習	4	神道史学Ⅰ	4		通年				必修
神道神学に関する講義又は演習	4	神道神学Ⅰ	2			半期			このうち4単位 選択必修 ①
		神道神学Ⅱ	2			半期			
		神道思想史学Ⅰ	2		半期				
		神道思想史学Ⅱ	2		半期				
神道古典に関する講義又は演習	8	12	4	通年					① 必修 ①
		古典講読Ⅰ	2		半期				
		古典講読ⅡA	2		半期				
		古典講読ⅡB	2		半期				
		古典講読ⅢA	2			半期			
古典講読ⅢB	2			半期					
神道祭祀に関する講義又は演習	12	8	8	2	半期				① 必修 ①
			祭祀学Ⅰ	2	半期				
			祭祀学Ⅱ	2	半期				
			神社祭祀概論Ⅰ	2	半期				
	8	8	2	半期				① 必修	
		神社祭祀概論Ⅱ	2	半期					
		神社祭祀演習Ⅰ	2		通年		○		
		神社祭祀演習Ⅱ	2		通年		○		
	4	4	4	2			半期	○	① 必修
			神社祭祀演習ⅢA	2			半期	○	
神社祭祀演習ⅢB	2			半期		○			
神道教化に関する講義又は演習	4	8	8	2			半期		必修
			神道教化概論Ⅰ	2			半期		
			神道教化概論Ⅱ	2			半期		
			神社ネットワーク論Ⅰ	2			半期		
神社実務に関する講義又は演習	8	4	4	2			半期		① 必修
			宗教行政研究Ⅰ	2			半期		
			宗教行政研究Ⅱ	2			半期		
			神社管理研究Ⅰ	2			半期		
	4	4	4	2			半期		このうち4単位 選択必修
			神社管理研究Ⅱ	2			半期		
			神道と情報化社会Ⅰ	2			半期		
			神道と情報化社会Ⅱ	2			半期		
宗教音楽研究Ⅰ	2			半期					
宗教音楽研究Ⅱ	2			半期					
神道と書道Ⅰ	2			半期					
神道と書道Ⅱ	2			半期					
その他、神道及び宗教に関する講義又は演習	16	16	16	4	通年				このうち16単位 選択 ①
			宗教学	4	通年				
			神道史学ⅡA	2			半期		
			神道史学ⅡB	2			半期		
			国学概論Ⅰ	2			半期		
			国学概論Ⅱ	2			半期		
			世界宗教文化論Ⅰ	2	半期				
			世界宗教文化論Ⅱ	2	半期				
			日本宗教文化論Ⅰ	2	半期				
			日本宗教文化論Ⅱ	2	半期				
			宗教考古学Ⅰ	2		半期			
			宗教考古学Ⅱ	2		半期			
			宗教社会学Ⅰ	2		半期			
			宗教社会学Ⅱ	2		半期			
			比較文化学Ⅰ	2		半期			
			比較文化学Ⅱ	2		半期			
			神道と国際交流Ⅰ(2)	2			半期		
			神道と国際交流Ⅱ(2)	2			半期		
			神道と環境Ⅰ	2			半期		
			神道と環境Ⅱ	2			半期		
			教派神道研究Ⅰ	2			半期		
			教派神道研究Ⅱ	2			半期		
			キリスト教文化研究Ⅰ	2		半期			
			キリスト教文化研究Ⅱ	2		半期			
			仏教文化研究Ⅰ	2		半期			
			仏教文化研究Ⅱ	2		半期			
			中東文化研究Ⅰ	2			半期		
			中東文化研究Ⅱ	2			半期		
			東アジア文化研究Ⅰ	2			半期		
			東アジア文化研究Ⅱ	2			半期		
宗教芸術研究Ⅰ	2			半期					
宗教芸術研究Ⅱ	2			半期					
神道と武道Ⅰ	2		半期						
神道と武道Ⅱ	2		半期						

①は、同一科目名のⅠ（またはA）を修得していないとⅡ（またはB）を履修することはできない。

注）「神道神学に関する講義又は演習」（4単位）、「神社実務に関する講義又は演習」（8単位）の修得単位数を超えて修得した場合は、「その他、神道及び宗教に関する講義又は演習」16単位に算入することができる。

VII. 明階総合課程(神道文化学部生のみ対象)

本課程は、卒業と同時に指導的神職として活躍できる人材を育成することを目的として設置されている。本課程を修了した後、神社本庁の成績審査に合格すれば、「明階」の資格が授与される。なお、本課程を受講するためには、下記受講条件をすべて満たし、さらに神職を目指す意思の強固なものに限られる。

取得階位	本課程修了後、神社本庁の定める成績審査に合格した場合、神社本庁神職階位「明階」が授与される(卒業後)。									
受講資格	<p>本課程を受講できるものは、下記の要件を満たしたうえで、神道研修部委員会が受講を許可した者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 神道文化学部の4年生に在籍している者(再4年生は不可)。 2) 3年次終了時点において、「神職課程」(前ページ参照)に必要な単位をすべて修得している者(「神社祭祀演習Ⅲ」は4年次に履修していること)。 3) 3年次終了時点において、「神職課程」に必要な神社実習をすべて修了し、その実習の優良な者。 4) 下記科目の評価がA以上であること。 ただし、いずれか一科目はBでも可とする。 イ 神社祭祀演習Ⅰ ロ 神社祭祀演習Ⅱ 5) 卒業後、神社に奉職する意思の強固である者。 									
履修手続	<ol style="list-style-type: none"> 1) 明階総合課程受講申請及び履修についての説明は、3年次の後期に行い、3月初めに申請を受け付ける。 2) 受講の許可を受けた場合、4年生の履修登録時に「明階総合」に必要な科目を履修すること。 3) 課程の受講を開始する年次の4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から明階総合課程費を納入すること。 									
履修上の注意	本課程の必要単位および実習を4年次終了時にすべて修得できなかった場合、再履修することはできない。再4年生になった場合も同様とする。									
神社実習について	<p>本課程を取得する場合は、科目履修の他に神社実習が必要となる。神社実習に関する事務は、神道研修事務課が担当する。(詳細は神道研修事務課掲示板で確認のこと)。なお、所定の神社実習は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="399 1444 1228 1556"> <thead> <tr> <th>実習名</th> <th>実習場所</th> <th>実習期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神宮実習</td> <td>神宮</td> <td>7日間</td> </tr> <tr> <td>中央実習</td> <td>神社本庁</td> <td>3日間</td> </tr> </tbody> </table>	実習名	実習場所	実習期間	神宮実習	神宮	7日間	中央実習	神社本庁	3日間
実習名	実習場所	実習期間								
神宮実習	神宮	7日間								
中央実習	神社本庁	3日間								
修了認定について	本課程の修了認定は、下記必要科目の評価並びに神宮実習及び中央実習の評価も勘案して行う。									

【明階総合課程開講講座表】

	神社本庁規程	授業科目	単位	開講時期	備考
必修科目 (14単位)	皇室・神宮に関する講義	祭祀学特殊講義	2	半期	講義
	神道教学・教化に関する講義または演習	神道教学特論	2	半期	講義
		神道教化システム論	2	半期	演習
	祭祀実技に関する講義または演習	神社祭式特論	2	半期	演習
	神社の管理運営に関する講義または演習	神社管理特論	2	半期	講義
神社実務演習		2	通年	講義	
	現代思潮に関する講義	現代時局論	2	半期	講義

